

Ⅳ 関係資料等

参考資料

- ・「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（平成 30 年 12 月 東京都教育委員会）
- ・「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書」（平成 29 年 2 月 東京都教育委員会）
- ・「未来を創るかけがえのない子どもたちの自立に向けて」（令和 3 年 1 月 東京都教育委員会）
- ・「不登校の数を「継続数」と「新規数」で考える」生徒指導リーフ. 22 （初版発行平成 30 年 7 月 文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（令和 6 年 8 月 29 日 文部科学省）
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日 文部科学省）
- ・雲南市不登校対策ガイドライン（令和 4 年 3 月 雲南市教育委員会）
- ・不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン（令和 5 年 3 月 茨城県教育委員会）
- ・岐阜市 学校・フリースクール等連携ガイドライン（令和 7 年 4 月 岐阜市教育委員会）

〔児童・生徒理解と支援の記録〕

▼下にNoと月を入力

生徒No:

1

4月

▼自動表示

学年		
組		
氏 名		
性別		
出席日数	授業日数	
	出席停止・忌引き等	
	出席すべき日数(自動表示)	
	出席日数	
	内訳	通常登校
		別室登校
		校外の居場所
自宅におけるICTの活用		
指導要録上出席扱いにした日数(自動表示)		
欠席日数(欠席がない月、空欄ではなく「0(ゼロ)」を入力)	欠席理由	
	昨年度からの新規・継続	
	昨年度の欠席日数	
	欠席日数(自動表示)	
	内訳	病気による欠席日数
		経済的理由による欠席日数
		不登校による欠席日数
		その他
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の欠席日数(自動表示)		
※自動入力 欠席日数による分類		
欠席の要因: 主なもののひとつに◎・該当するもの(複数可)に○	学校に係る状況	いじめ
		いじめを除く友人関係をめぐる問題
		教職員との関係
		学業不振
		進路に係る不安
		クラブ活動・部活動等への不適応
		学校のきまりをめぐり問題
		入学転編入学・進級時の不適応
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化
		親子の関わり方
		家庭内の不和
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ
		あそび、非行
		無気力
		不安
上記に該当なし		

学校内外の機関での相談: 主なもののひとつに◎・該当するもの(複数可)に○	学校外	トライルームに在籍	
		トライルームの通室日数	
		バーチャル・トライルームに在籍	
		バーチャル・トライルームの通室日数	
		教育相談室等・教育委員会所管の施設	
		児童相談所・福祉事務所に相談(子家セン等)	
		保健所・精神保健福祉センターに相談	
		病院・診療所に相談	
		民間団体・民間施設に相談(フリースクール等)	
		フリースクール等の名称	
		フリースクール等の通室日数	
		障害児支援施設(つくしんぼ・放課後ディ)	
		上記以外の機関等	
		上記以外の機関等の通室日数	
	学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた	
		SC・SSW・相談員などによる専門的な相談を受けた	
		校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた	
	教職員から継続的な相談・指導等を受けた		
特別支援教室の活用状況			
学校による最終安否確認日			
現在の状態 (Zone)			
支援の状況	学校外	対象	
		支援者	
		頻度	
		支援内容	
	学校内	対象	
		支援者	
		頻度	
		支援内容	
※自動入力 支援の状況(接続状況)			
担任(支援状況)			
担任(支援方針)			
サポート教室支援員(支援状況)			
SC(支援状況)			
SSW(支援状況)			
トライルーム支援員(支援状況)			
多様な学び支援担当教員(支援状況)			
教育相談室 相談員			

欠席日数	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
年間合計	0

令和8(2027)年度 月別状況シート

5

月別状況シートの活用

国分寺市教育委員会
学 校 指 導 課

目指す姿

学校（行政）が児童・生徒の状況を的確に把握し、**支援（相談・指導）**している。
すべての児童・生徒が学校内外の機関につながり、**支援（相談・指導）**を得られている。

活用の目的

不登校傾向及び不登校児童・生徒に関する**学校内外の情報**を集約するとともに、支援に関わる**関係者が支援状況や支援方針を共有**し、学校と教育委員会が**情報連携・行動連携**を図りながら、適切な支援につなげる。



① 月別状況シートの作成

不登校及び不登校傾向にある児童・生徒一人ひとりに応じた支援を届けるため、学校（担任）が中心となり「月別状況シート」（児童・生徒理解と支援の記録）を作成する。「出欠状況」「現在の状況」「支援状況」「支援方針」等を共有し、学校（担任）をチームで支える基盤を整える。



② 教育委員会が一元的に管理

月別状況シートを教育委員会が一元的に管理し、市内における未接続（支援につながらない）児童・生徒の人数を、校長連絡会等で情報共有を行う。また、特に課題の見られるケースについては、シートから教育相談経営会議で支援方針を検討し、行動連携に向けた準備を行う。



③ 学校を中心とした情報連携と行動連携

学校を中心として、教育委員会と関係機関で、対象児童・生徒ごとの支援方針や役割分担を明確にする。また、必要に応じて福祉部局（こども家庭センター・児童相談所）への情報提供・通告を行い、関係機関が行動連携しながら継続的に対応する。



— 1 —

月別状況シートの活用フロー

流れ

- ①学校は、毎月8日までに月別状況シートを教育委員会事務局へ提出する。（情報は随時更新する）
- ②教育委員会事務局（スクールソーシャルワーカー（SSW）、トライルーム、教育相談室）は毎月10日までに支援状況を入力する。
- ③学校は、（仮称）多様な学び支援会議等を通じて支援方針を決定し、校内や関係機関と行動連携を行う。

1. 学校の入力



- 担任が13日以上欠席がある児童・生徒を対象に、出欠状況や児童・生徒の状況等を入力し、シートを作成する。
 - サポート教室支援員、SC（スクールカウンセラー）、多様な学び支援担当巡回教員が支援状況を入力する。
 - 生活指導主任が月別状況シートを取りまとめ、管理職の決裁を得る。
 - 学校は、教職員ポータル→校務系ファイルサーバー→学校間共有フォルダ→全小中学校→学校指導課→生活指導主任会→月例報告→各学校フォルダに提出する。
- ※提出フォルダ上で、入力者が直接入力することを推奨する。
※フリースクール等、トライルームの通室日数が期日までに届かない場合は、確認でき次第入力する。

2. 教育委員会事務局の入力



- SSW、トライルーム、教育相談室は、教職員ポータル→校務系ファイルサーバー→学校間共有フォルダ→全小中学校→学校指導課→生活指導主任会→月例報告→各学校フォルダ→令和〇年度月別状況シートに支援状況を入力する。
- 月別状況シートを基に支援方針を検討し、児童・生徒への行動連携による支援を行う。
- 月別状況シートから「現時点で支援につながらない児童・生徒」「リスクが高い児童・生徒」を抽出し、教育相談経営会議で支援方針と役割分担を検討する。

3. 支援方針決定と行動連携

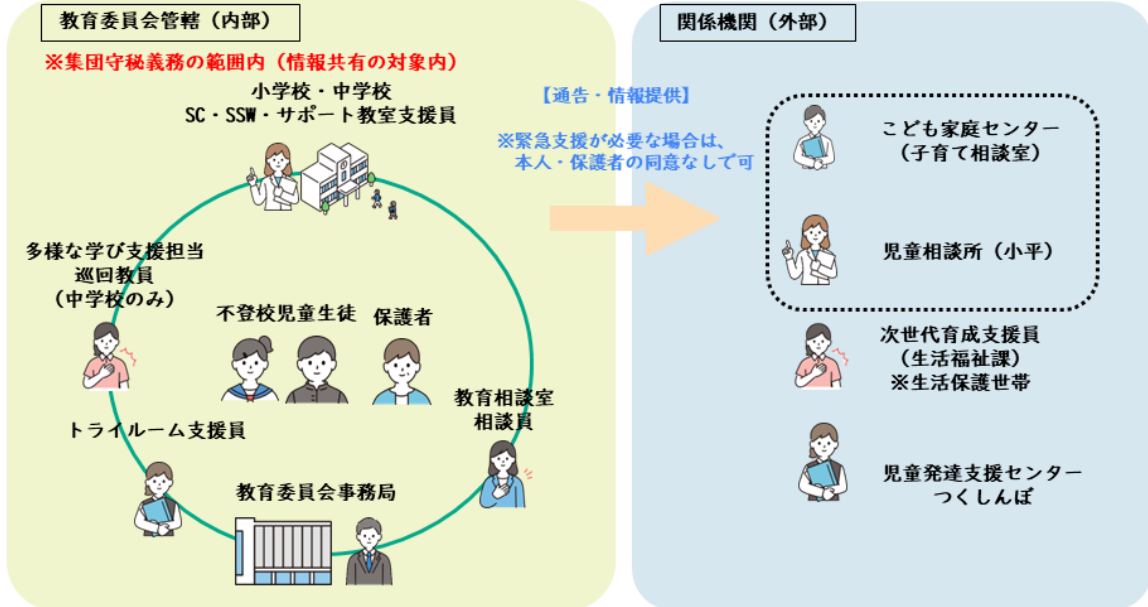


- 学校は、SSW、トライルーム、教育相談室が入力した支援状況を確認する。
- 「所在が確認できていない児童・生徒」「学校内外の支援につながらない児童・生徒」の有無を確認するとともに、長期欠席化や家庭内での孤立等のリスク状況を把握する。
- 学校内で支援の役割分担を協議し、保護者連絡・本人面談・家庭訪問等の担当を明確にする。
- 月別状況シートの「支援状況」「支援方針」欄の記録内容を随時更新する。必要に応じて、SSW、教育相談室、トライルーム、こども家庭センター、児童相談所、福祉機関等と行動連携を行う。

— 2 —

情報共有の範囲の考え方

教育委員会が所管する支援機関同士の情報共有は、**集団守秘義務の範囲内における内部の取扱い（学校内と同等の取扱い）**であり、児童・生徒に関する情報を共有することができる。一方、教育委員会以外の関係機関との連携に伴う情報共有は、支援が必要と判断した場合に、**本人または保護者の同意を得た上で**行う。ただし、児童虐待への対応や生命・身体への安全確保など、緊急性が高く、早期の支援が必要な場合は、**本人または保護者の同意がなくても、通告や情報提供を行うことができる。**



スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けたガイドライン【東京都教育委員会】
 スクールカウンセラーガイドライン【令和8年3月 東京都教育委員会】
 個人情報の保護に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法

- 3 -

支援状況欄の記入の観点と支援者別記入例

支援状況欄には、支援内容の詳細や個人情報ではなく、「誰が、誰と、どの程度・どのような方法でつながっているか」「次の予定」を記入する。（情報は随時更新していく）

【記入上の注意】

- ・事実のみを記載してください。児童・生徒とのつながりの状況を把握するための資料です。支援状況欄は、「誰が、誰と、どの程度つながっているか」「次の予定」を把握するために活用する。記載内容に迷う場合は、管理職に相談の上、記載する。
- ・家庭や本人に関する個人的な事情、診断名等の記載は避け、支援者とのつながりや支援の実施状況が把握できる範囲で記入する。
- ・本人がSC等との面談について担任への共有を希望していない場合は、管理職と記入方法を協議した上で記入するかどうかが判断する。

【記入の観点】

- ① 対応日
いつ対応したか（例：○月○日）を記入文の冒頭に記載
- ② 支援対象者
本人／父／母／父母／その他保護者
- ③ 支援者（学校内／学校外）
担任（管理職含む）／サポート教室支援員／SC／SSW／トライルーム支援員／多様な学び支援担当教員／教育相談室相談員等
- ④ つながりの状況
面会できた／会えなかった／直接接点なし／連絡継続中／通所・来室につながっていない 等
- ⑤ 支援頻度
毎日／週1回以上／月2回以上／月1回程度／2か月に1回程度 等
- ⑥ 支援方法
家庭訪問／面談／電話連絡／オンライン／声掛け／通所・来室／メッセージ 等
- ⑦ 連携・情報共有
校内での情報共有／関係機関との連携調整／支援方針の確認 等

【担任（管理職含む）の支援方針記入例】

- ・担任が家庭（母・父いずれか）との定期的な接点を維持し、連絡が途切れない状態をつくる。
- ・本人との直接接点が困難な場合は、担任が家庭訪問を実施し、母と面談する。
- ・担任が、SCやSSW、フリースクール、トライルーム等の利用可能な支援資源について情報提供を行う。

【支援者別 記入例】

- 担任（管理職含む）
 - ・○月○日 担任が母と継続して電話連絡を取っており、次回は○月○日に電話連絡を予定している。
 - ・○月○日 副校長が母と月1回程度面談をしており、次回は○月○日に面談を予定している。
 - ・○月○日 本人が（フリースクール名）に通っていたが○月○日から通えておらず、次回は○月○日に担任が状況確認を予定している。
- サポート教室支援員
 - ・○月○日 支援員が担任とサポート教室での状況を共有しており、次回は○月○日に本人の来室を予定している。
 - ・○月○日 支援員が母への声かけを継続しているが本人の来室には至っておらず、次回は○月○日に再度声かけを予定している。
- SC（スクールカウンセラー）
 - ・○月○日 SCが母との面談を実施しており、次回は○月○日に母との面談を予定している。
 - ・○月○日 SCが面談を予定していたが本人の来室がなく実施に至らなかった。次回は○月○日に副校長と今後の実施方法を協議する予定である。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）
 - ・○月○日 SSWが家庭訪問を実施し、母と面会できたが本人との面会には至らなかった。次回は○月○日に再度家庭訪問を予定している。
 - ・○月○日 SSWがこ家センの○○さんと調整を行っており、次回は○月○日にこ家センと情報共有を予定している。
- トライルーム支援員
 - ・○月○日 支援員が本人のトライルーム通室登録を確認したが通所には至っておらず、次回は○月○日に支援員が母と面談を予定している。
- 多様な学び支援担当巡回教員（中学校のみ）
 - ・○月○日 担当教員が学校と家庭訪問の状況を共有し今後の支援方針を確認しており、次回は○月○日に学校と方針協議を予定している。
- 教育相談室相談員
 - ・○月○日 相談員が本人と月1回程度面談していたが○月○日の予定面談に来室できず、次回は○月○日に再度面談を予定している。

- 4 -

用語集（本資料で使用する略称・専門用語）

本資料は、学校・関係者で共有する際に、用語の理解を揃えるためにご活用ください。

1. 職種・関係機関

- **担任（管理職含む）**
学級で児童・生徒や保護者と直接関わる教員。月別状況シート作成者。
- **サポート教室支援員**
学校内のサポート教室（校内教育支援センター）で学習面・生活面の支援を行う職員。
- **SC（スクールカウンセラー）**
学校に配置される心理職。児童・生徒や保護者の相談に対応。
- **多様な学び支援担当巡回教員（中学校のみ）**
第四中学校に配置され、週に1日ずつ、市内公立中学校を巡回する。多様な学びの場づくりや巡回支援を担当する教員。
- **SSN（スクールソーシャルワーカー）**
家庭や福祉機関と連携し、児童・生徒や保護者を支援する専門職。
- **トライルーム支援員**
国分寺市教育委員会が設置するトライルーム（校外教育支援センター）で学習面・生活面の支援する職員。
- **教育相談室相談員**
国分寺市教育委員会が設置する教育相談室で、児童・生徒や保護者の相談に対応する心理職。
- **次世代育成支援員（生活福祉課）**
国分寺市生活福祉課に配置され、生活保護世帯の子ども・若者の自立に向けた学習支援や生活支援、進路相談を担う支援員。
- **こども家庭センター（こ家セン）**
国分寺市の子育て相談室。子育てや家庭の相談・支援を担う。
- **児童発達支援センターつくしんぼ**
国分寺市が設置する児童発達支援センター。発達に課題のある児童に対し、発達支援・家族支援・地域支援を行う専門機関。
- **児童相談所（児相）**
都道府県等が設置する福祉の専門機関。要保護児童・生徒等への対応を担う。

2. 主な専門用語

- **月別状況シート**
児童・生徒理解と支援の記録の様式。毎月、学校が作成・更新する。支援状況については、関係者や関係機関が支援状況欄のみ記入する。
- **情報連携**
学校・教育委員会・関係機関が、児童・生徒の状況を共有する取組。
- **行動連携**
共有した情報をもとに、役割分担に基づき具体的な支援を実行する取組。
- **未接続**
児童・生徒が学校内外のいずれの支援にもつながっていない状態。
- **多様な学び支援会議等**
旧称：学校復帰等支援会議。学校が支援方針を決定し、関係者と行動連携を図るための会議。教育相談部会等内に位置付けることも可。
- **教育相談経営会議**
教育委員会が課題のあるケースの支援方針・役割分担を検討する会議。
- **不登校傾向・不登校**
不登校傾向：欠席が断続的に続く等、不登校に至る可能性がある状態。
不登校：病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因により、年間30日以上学校へ登校しない、あるいは登校したくてもできない状態
- **長期欠席**
国分寺市では13日以上欠席がある児童・生徒（指導要録を作成している児童・生徒）をシート作成の対象とする。
- **学校間共有フォルダ**
学校・教育委員会がシート等を授受する共有フォルダ。
- **月例報告**
学校が毎月の状況を取りまとめ教育委員会へ提出する報告。

第1表（小・中共通）

令和8年度
国分寺市教育支援センター
教育計画

1 教育目標

（1）教育目標

自ら豊かな人間性や社会性を身に付け、自立し社会参加できる児童・生徒を育成することを目指し、以下の教育目標掲げる。

教育目標：「自ら学ぶ」～好きを力に～

＜育みたい資質・能力＞

○ 知識・技能

体験的な学びから、個に応じた自立的な生活に必要な事柄を習得するとともに、社会的な自立が図れるような社会性を身に付けることができるようにする。

○ 思考力・判断力・表現力等

体験的な学びから、問題を発見し、情報を整理・分析して解決するとともに、自らの考えをまとめ・表現することができるようにする。

○ 学びに向かう力、人間性等

体験的な学びを通しての探究的な学びの良さを認識し、主体的に取り組むとともに、社会の中で積極的に学び続けていこうとする態度を養う。

（2）教育目標を達成するための基本方針

児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し、以下に掲げる基本方針の下、個に寄り添った教育を推進する。

ア 自己肯定感を高めるための支援の充実【令和8年度 特色ある教育活動】

イ 社会的自立に向けた教科等の指導の充実

ウ 社会的自立に向けた集団活動の指導の充実

エ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を高めるトライタイムの指導の充実

オ 将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を身に付けさせるための作業学習の指導の充実

第2表（小・中共通）

施設名 トライルーム

2 指導の重点

児童・生徒一人ひとりが、安心して過ごせる環境の中で、自己選択・自己決定の経験を重ねながら、自立に向かう自信を育む。

（1）各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科を合わせた指導

ア 社会的自立に向けた各教科等の指導の充実

（ア）国語・数学（算数）を中心とした教科等指導の充実

個別の支援計画や ICT 等を活用した学習状況の把握等により、学習上又は生活上の困難さを改善・克服し自立を図るために必要な教科等の知識や技能等を養い、その定着を図る。

（イ）「人との関わりに関すること」を重点とした道徳科の指導の充実

全ての教育活動を通して自己理解を深め、自らの成長を実感し、意欲の向上につながるよう、個々の成長を積極的に受け止めて認め、励ますよう心掛ける。また、人との関わり
の基礎を学び、望ましい人間関係の構築を図る力を育む。

（ウ）総合的な学習の時間の指導の充実（「クエストタイム」）

図書館等と連携するなどして、個の興味・関心に基づいた探究的な学びの充実を図り、
課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力の向上を図る。

（エ）特別活動の指導の充実

自発的、自治的な実践活動を通して自己選択・自己決定の経験を重ね、協力してよりよい生活を築こうとする態度を養う。

イ 社会的自立に向けた自立活動^{*1}の指導の充実

（ア）個に応じた自立活動の指導の設定

専門家等の助言のもと、個に応じた自立活動の指導を行い、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

（イ）各教科等の指導に含まれる自立活動の指導の充実

個に応じた自立活動の指導について、全指導員で共通理解を図り、各教科等の指導における自立活動の指導においても充実を図ることで、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を高めるトライタイム（特別活動における学級活動的な位置付けの時間）の指導の充実

日常の生活や学習への適応と自己の成長を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を行うため、週1～4時間程度のトライタイムとして、①プレイタイム〔運動（バドミントン、卓球、ストレッチ、ヨガ等）〕、②アートタイム〔文化・芸術（書道、茶道等）〕、③サイエンスタイム〔科学体験〕を設定する。なお、開設するトライタイムは、年間を通して同じスポーツ・文化活動等を行うといったものではなく、児童・生徒の興味・関心に応じて定期的に内容を変えるなどして、参加しやすいよう配慮を行う。

（2）特色ある教育活動

ア 自己肯定感・自己有用感を高めるための支援の充実

（ア）トライルーム通室児童・生徒の「不登校対応個別の支援計画（国分寺市版）」の作成
指導員は、トライルーム通室児童・生徒の「不登校対応個別の支援計画（国分寺市版）」（以下、「個別の支援計画」という。）を在籍校担任や保護者等と連携して作成し、在籍校と支援の方向性を共有するとともに、児童・生徒との信頼関係に力点をのした支援を充実させ、児童・生徒に安心感をもたせる。

（イ）トライルーム支援会議の定期的な開催

トライルーム支援会議を定期的に開催し、体験入室観察シート及びトライルーム支援会議資料を活用して、今後の支援の方向性を協議するとともに、協議内容を個別の指導計画に記録し、計画的・段階的な支援を行うことで自己肯定感・自己有用感を向上させる。

（ウ）外部人材（大学院との連携など）等を活用した開放的な雰囲気でする環境づくり

主に大学院等の学生など、年齢の近い先輩と交流する機会を設定するなど、心の居場所づくり努め、児童・生徒の他者や社会と関わる力の育成を図る。

（エ）特別活動における校外学習の実施

集団や社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育成するため、児童・生徒が話し合いにより活動内容を決め、役割を分担し実践する機会として、年間1回程度の校外学習を設定する。なお、実施にあたっては、公共施設（公共交通機関を含む）や地域資源の利用等を通して、社会性や規範意識の育成を図る。

（オ）夏季休業期間中における「サマーライ」の実施

夏季休業期間中において、生活リズムを取り戻したり自由研究などに組みこみたりすることができる「サマーライ」を設定し、児童・生徒の自己選択・自己決定により通室できるようにする。

（3）学校の校内別室指導教室（校内教育支援センター「サポート教室」）との連携の充実

（ア）指導員の訪問型支援

サポート教室を訪問し、サポート教室での支援との連携が図れるよう、サポート教室及びトライルームで実施している支援内容についての情報提供を行う。

（イ）不登校対応巡回教員（令和8年度は、第四中学校に配置）及びスクールソーシャルワーカーと連携して、各学校の不登校の現状やサポート教室の利用状況の把握に努め、児童・生徒の状況に応じてトライルームでの指導につなげる。

（ウ）「児童・生徒理解と支援の記録」及び「月別状況シート（登校状況一覧）」の活用

学校が作成し教育委員会に提出している「児童・生徒理解と支援の記録」及び「月別状況シート（登校状況一覧）」について、定期的に内容を確認し、学校の支援方針や不登校生徒の近況の把握に努め、児童・生徒の状況に応じてトライルームでの指導につなげる。

（4）生活指導・進路指導

ア 生活指導

- （ア）服装については、各学校の標準服にこだわることなく、自由として、標準服が通室を拒む理由にならないようにする。
- （イ）通室に当たっては、徒歩又は公共交通機関を使用することを原則とする。しかし、より通室しやすい環境にする視点から、小学校高学年児童においては、本人・保護者、在籍校等との協議の上で、保護者の送迎なしでの通室ができるものとする。
- （ウ）昼食については、弁当持参とする。

イ 進路指導

- （ア）キャリア教育の視点から、総合的な学習の時間等において、個の興味・関心に基づいた探究的な学習の充実を図る。
- （イ）進学を意識する時期における作文指導や面接指導等のプログラムを導入した個に応じた入学試験（検）に必要な知識・技能の習得を図る。（主に中学校第3学年）

（5）特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること。

職員への研修を充実させ、場の構造化、刺激量の調節、ルールの明確化、相互理解の工夫等を行った、ユニバーサルデザインを取り入れた指導方法の工夫・改善・充実を図る。

イ 帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること。

児童・生徒の実態に即し、日本語の習得が十分でないことを理由に、トライルームに入室した児童・生徒には、日本語指導員を配置する。また、必要に応じて子ども家庭センターなどの機関との連携を図る。

ウ 入室を意思決定したにも関わらず、通室ができていない児童・生徒に関わること。

- （ア）通室できない児童・生徒には、日常的又は定期的なオンライン（バーチャル・トライルーム）等による面談を実施し、児童・生徒に安心感をもたせ、通室できるきっかけを促す。
- （イ）引きこもり状態にある児童・生徒に対しては、安心できる場所としての機能を果たし、無理に集団に入れようとはせず、児童・生徒が興味・関心をもって集団に入れるような工夫を個に応じて行う。

エ 教育相談室との連携に関わる事項

教育相談室と連携し、必要に応じて次の事項について支援の充実を図る。

- ・ 保護者やトライルーム指導員に対する相談
- ・ トライルーム内支援会議等への参加
- ・ トライルーム指導員や児童・生徒への研修や講話（児童・生徒の心のケアを含む）

〔トライルーム 通室状況報告書〕

・学校長宛

令和8年4月30日

第 学校 学校長 殿

国分寺市教育委員会
教育部学校指導課長

トライルーム 通室報告書

4月		児童・生徒氏名		0		在籍		年 組			
日	曜日	通室時刻	退室時刻	備 考 (活動内容等)		日	曜日	通室時刻	退室時刻	備 考 (活動内容等)	
1	水	:	:			17	金	:	:		
2	木	:	:			18	土	:	:		
3	金	:	:			19	日	:	:		
4	土	:	:			20	月	:	:		
5	日	:	:			21	火	:	:		
6	月	:	:			22	水	:	:		
7	火	:	:			23	木	:	:		
8	水	:	:			24	金	:	:		
9	木	:	:			25	土	:	:		
10	金	:	:			26	日	:	:		
11	土	:	:			27	月	:	:		
12	日	:	:			28	火	:	:		
13	月	:	:			29	水	:	:	昭和の日	
14	火	:	:			30	木	:	:		
15	水	:	:					:	:		
16	木	:	:					:	:		
						通 室 日 数				0日	
記載者:											
在籍校より → トライルームへ											
今月の登校日数()日						《 記載者 》					

・保護者宛

令和8年4月30日

さん 保護者様

国分寺市教育支援センター
トライルーム

トライルーム 通室報告書

4月		児童・生徒氏名		0		在籍		年 組			
日	曜日	通室時刻	退室時刻	備 考 (活動内容等)		日	曜日	通室時刻	退室時刻	備 考 (活動内容等)	
1	水	:	:			17	金	:	:		
2	木	:	:			18	土				
3	金	:	:			19	日				
4	土					20	月	:	:		
5	日					21	火	:	:		
6	月	:	:			22	水	:	:		
7	火	:	:			23	木	:	:		
8	水	:	:			24	金	:	:		
9	木	:	:			25	土				
10	金	:	:			26	日				
11	土					27	月	:	:		
12	日					28	火	:	:		
13	月	:	:			29	水	:	:	昭和の日	
14	火	:	:			30	木	:	:		
15	水	:	:								
16	木	:	:			通 室 日 数				0日	
記載者:											
保護者より → トライルームへ											
《 記載者 》											

※ 学校一フリースクール連携用

8	入学案内・HP について	(1)入学案内があるか 有 ・ 無 (2)ホームページを開設しているか（ブログ含む） 有 ・ 無 (3)経営方針について明記されているか 有 ・ 無 (4)指導内容・方法・相談・指導体制が明記されているか 有 ・ 無 (5)必要経費等が明記されているか 有 ・ 無 (6)指導者名が明記されているか 有 ・ 無 (7)ホームページが定期的に更新されているか 有 ・ 無
9	連携について	(1)学校との連携方法と頻度 (2)家庭との連携方法と頻度
10	その他	(1)児童・生徒の指導計画 有 ・ 無 (2)児童・生徒の学習指導や支援に係る記録 有 ・ 無 (3)在籍児童・生徒で、出席扱いの認定を受けた児童・生徒はいるか 有 ・ 無 (4)社会的自立に向けたプログラムはあるか 有 ・ 無
11	所見	施設視察〔様式〕の活用の仕方 ※市ガイドブックに照らし合わせ、民間施設を訪問する際に、学校がどのような点に注視して施設視察をするかをまとめたものです。 ・民間施設の概要は、ホームページや紹介パンフレット等によって、確認することができまが、その情報が正しいものかを判断するには、実際に民間施設へ行き、聞き取り等を行うことが必要です。 【活用例】 ①学校での視察において、該当児童生徒の状況に即した支援が行われる民間施設であるかを 中心に本様式に記入してください。 ②出席扱いの判断材料としての記録としてください。 ・本様式を参考に確認項目を追加するなどして活用してください。

フリースクール等（民間支援団体）に関する施設視察（様式）例

國立寺市立第〇〇學校
令和 年 月 日

フリースクール等（民間支援団体）に関する施設視察（報告）

1	訪問日時	令和 年 月 日
2	訪問者（職・氏名）	職 氏名
3	施設名	
4	施設代表者名	
5	施設対応者名	
6	施設所在地	〒
7	TEL:	
		施設概要
	(1)開設時期	年 月 開設
	(2)在籍児童・生徒数	名
	(3)費用	入学金 円 年間費用 円（月額： 円） その他費用 円
	(4)指導者	常勤： 名 非常勤： 名 （内訳：男性 名、女性 名） 代表者所有資格 （教員免許・臨床心理士等）
	(5)施設・設備等	学習室： 室 ・ 無 【様子： 無】 面接・相談室： 室 ・ 無 【様子： 無】 体育施設・プレイルーム ・ 無 【様子： 無】 保健室： 無 【様子： 無】 その他設備 【様子： 無】

令和 8 年度 不登校対応巡回教員（多様な学び支援担当巡回教員） に係るガイドライン

1 不登校対応巡回教員の目的

不登校対応巡回教員（以下「巡回教員」という。）が、巡回拠点校及び巡回校（以下「巡回担当校」という。）を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図り、以下（１）～（３）を達成する。

（１）不登校生徒の出現率の抑制

ア 巡回担当校の全ての学校において不登校出現率を都平均値 7.67%^{※1}以下にする。

イ 巡回担当校の全ての学校において不登校出現率（新規）を 2.94%^{※2}以下にする。

（２）不登校生徒の継続数の減少

巡回担当校の全ての学校において不登校出現率（継続）を 4.73%^{※3}以下にする。

（３）学校内外による相談・指導等を受けていない生徒の解消

巡回担当校の全ての学校において、不登校生徒を学校内外の専門機関等と関わることをできるようにし、どこにもつながっていない生徒^{※4}を 0 人にする。

※ 1～3 不登校の定義及び不登校出現率を算出する際の人数は、「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を指す（ふれあい調査や各自自治体で実施する調査に基づくものではない）。

※ 4 「不登校児童・生徒の状況等調査」（都独自調査）の記入用シート 7-①イ～オに該当する者

イ 保護者が相談・指導等を必要と考えておらず、学校内外の機関等につなぐことができない。

ウ 保護者から情報を得られず、学校内外の機関等で相談・指導等を受けているか不明である。

エ 本人の所在が確認できない（保護者が説明する本人の所在が確認できない状況を含む）。

オ その他（学校内外の機関等で相談・指導等を受けておらず、イからエまでに当てはまる回答がない）

2 巡回教員及び巡回担当校の在り方

巡回教員及び巡回担当校は、以下のとおり設定する^{※5}。

（１）巡回教員

ア 対象

中学校の教員免許を有する者で、不登校対応で能力が発揮できる主任教諭又は教諭のうち、次のいずれかに該当する者を原則とする。

(ア) 不登校対応巡回教員の勤務経験を有する者

(イ) 地区内で直近1年以上の経験を有する者

イ 巡回教員としての勤務期間

巡回教員としての勤務期間は、1年単位とし、2年目以降の継続も可能とする。

ウ 巡回

原則、巡回担当校において週1日ずつ勤務（1週間で全ての巡回担当校を一巡）する。年度当初については、巡回拠点校を中心に勤務する等、柔軟な対応をすることも可能とする。

エ 週当たりの授業時数

原則、週当たりの授業時数は無しとする。ただし、生徒指導を意識した授業を示範することや不登校生徒の支援のために、T・Tで指導することは可能とする。

(2) 巡回担当校（市内全中学校）

巡回担当校は、学びの多様化学校（本校型）及びチャレンジクラス配置校を除く地区内の中学校から構成する原則5校とする。

※巡回担当校を本校とする学びの多様化学校（分校型及び分教室型）の取扱い分校及び分教室の母体となる本校は、巡回教員が巡回を実施する。

分校及び分教室は、学びの多様化学校巡回教員が巡回を実施する。

ア 巡回拠点校（第四中学校）

巡回教員の配置校を「巡回拠点校」とし、巡回教員の本務校とする。巡回拠点校については、令和6年度以前に不登校対応加配が終了した学校など、不登校対応のノウハウがある中学校から指定する。

イ 巡回校（第一中学校、第二中学校、第三中学校、第五中学校）

巡回教員が巡回する拠点校以外の学校を「巡回校」とし、巡回教員の兼務校とする。各校の不登校者数や不登校出現率等、移動距離などの地理的な事情や学校同士の関係性等を考慮し、地区内の中学校から原則4校を設定する。

※5 留意事項

●巡回教員の配置

地区内に2人以上の巡回教員がいる場合、1校に複数の巡回教員を配置することはできない。

●1人の巡回教員が担当する校数

地区内巡回対象校が5校を超える場合、巡回教員が1人であれば、5校を巡回し、巡回教員が2人であれば、5校を超えない範囲で巡回する（例：地区内巡回対象校が7校の場合、巡回教員が2人であれば、それぞれ3校・4校を担当）。

●巡回担当校

巡回担当校とは、巡回拠点校及び巡回校を示す。

●巡回担当校の変更等

令和8年度の巡回担当校の選定に当たっては、令和7年度の巡回担当校を見直し、巡回拠点校、

巡回校を変更することも可能とし、令和8年度に巡回教員を追加配置する場合も、同様に、巡回担当校の見直しができる。

3 巡回教員の取組

巡回教員は、上述1の目的を達成するために、各校の不登校対応担当教員と密接な連携を図り、以下の取組を行う。

(1) 新たな不登校が生じない取組（「未然防止」の取組）

ア 不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくりの推進

(ア) 「居場所づくり」と「きずなづくり」への助言

生徒意識調査を作成又は巡回担当校が作成できるように助言する。また、調査結果を分析し、「居場所づくり」と「きずなづくり」の教育活動が効果的に推進されるように助言する。

さらに、令和8年度から市内全校で導入するWEB－Q Uを活用した未然防止の取組の充実を図る。年3回WEB－Q Uを活用し、支援を必要とする生徒の早期発見、校内における支援体制の構築を図る。

(イ) 生徒指導を意識した授業への助言

授業を観察し、「生徒指導の実践上の視点」を意識した授業ができるように助言する。

(ウ) 校内研修への参画

巡回担当校が実施する不登校に関する校内研修に参画し講師を行う等、専門的な知見に基づいて助言する。

イ サポート教室の運営及び環境整備への助言

全ての生徒が安心して過ごすことができるサポート教室の運営及び利用しやすい環境整備について助言する。

(2) 多様な学びの場を確保する取組（「早期支援」及び「長期化への対応」の取組）

ア 支援会議への参加及び助言

巡回担当校が実施する支援会議に参加し、巡回担当校の不登校生徒の状況や支援の様子等の状況把握を行い、支援方法について助言する。

イ サポート教室における支援及び助言

3(1)イの取組に加え、必要に応じて生徒への学習支援等を行う。また、サポート教室支援員等に対して個に応じた支援の充実を図るために助言する。

ウ アウトリーチ（家庭訪問）による支援及び助言

必要に応じて生徒への家庭訪問を実施するとともに、巡回担当校の教職員や関係機関の職員等と連携を図り、効果的なアウトリーチによる支援ができるように助言する。

エ G I G A端末を活用した支援及び助言

必要に応じて生徒にG I G A端末のT e a m s等を活用した個別支援を行うとともに、不登校生徒の個に応じた効果的な支援について助言する。

オ バーチャル・トライルームの活用に向けた支援及び助言

学校に通いづらい生徒の社会性を育むことや、個別学習の充実を目指して、バーチャル・トライルームの積極的な活用について、支援及び助言を行う。その際、都のオンライン支援員との連携を図り、環境整備が行えるよう、助言する。

カ 関係機関や他校種との連携及び助言

必要に応じて、以下の取組を実施する。

(ア) 生徒が通う教育支援センター（トライルーム）等との連携の推進

巡回担当校の生徒が通う教育支援センター（トライルーム）等を訪問して、不登校生徒への支援について連携を図るとともに、巡回担当校の教職員へ情報提供を行う等、関係機関と連携した支援が実施できるよう、巡回担当校に助言する。

(イ) 巡回担当校と関係する小学校との連携の推進

不登校生徒の出身小学校等との連携を図る。例えば、巡回担当校の教職員と共に小学校等への訪問を実施し、不登校生徒に関する情報の収集に努めるなど、巡回担当校の情報収集の支援を実施する。

(ウ) 不登校生徒の進学先等との連携の推進

不登校生徒の進路希望先との連携を図る。例えば、巡回担当校の教職員と共に近隣のチャレンジスクール等への見学を実施し、不登校生徒の進路に関連する情報の収集に努めるなど、巡回担当校の情報収集の支援を実施する。

(エ) フリースクール等（民間支援団体）との連携の推進

巡回担当校の生徒が通うフリースクール等（民間支援団体）を訪問して、不登校生徒への支援について連携を図るとともに、巡回担当校の教職員へ情報提供を行う等、関係機関と連携した支援が実施できるよう、巡回担当校に助言する。

(3) 不登校対応巡回教員連絡会及び都不登校施策担当主催研修会の情報活用

ア 不登校対応巡回教員連絡会で得た成果の還元

不登校対応巡回教員連絡会に参加し、他地区の成果や課題等を把握するとともに、効果的な取組を巡回担当校の取組に還元し、校内体制の強化のために助言する。

イ 各研修会の内容の活用

都の不登校施策担当が主催する研修会等に参加し、巡回担当校の全教職員に研修成果を還元し、巡回担当校の取組が充実するように助言する。

ウ 小・中学校への情報発信

上記連絡会や研修会の成果等について、巡回担当校に限らず、市内全小・中学校へ情報提供を行う。その際、内容等については巡回拠点校校長と学校指導課事務局（担当指導主事）と十分に確認をする。

(4) 実践成果等の普及・啓発

ア 月例報告書の作成

各校の取組をまとめて、都が指定する様式で月例報告書を作成する。報告書につい

ては、前月末の状況を記載した上で、当月末までに各地区を經由して都の不登校施策担当に提出する。

イ 報告会への参画

巡回担当校の取組について、生徒の個人情報等に配慮して、自地区で開催される報告会に参画する。

ウ 支援事例作成のための情報提供

巡回担当校が支援事例（都ホームページ掲載用及び不登校対応事例データベース掲載用）を作成するための情報提供をする。

4 巡回担当校（市内全中学校）の取組

巡回担当校は、上述 1 の目的を達成するために、不登校対応担当教員が中心となり、以下の取組を行う。

（１）新たな不登校が生じない取組（「未然防止」の取組）

ア 不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくりの推進

（ア）「居場所づくり」と「きずなづくり」の実施

全ての生徒が学校・学年・学級を魅力ある場所と感じられるように、生徒意識調査を実施する。本調査は、年 3 回^{※6}以上実施し、調査結果に基づいて「居場所づくり」と「きずなづくり」に取り組む。

※6 実施する時期の目安

1 回目：5 月頃に実施し、実態把握及び組織的な取組決定に活用する。

2 回目：10 月頃に実施し、効果検証及び取組の修正・改善に活用する。

3 回目：2 月頃に実施し、効果検証及び成果・課題の整理に活用する。

さらに、令和 8 年度から市内全校で導入する WEB－Q U を活用した未然防止の取組の充実を図る。年 3 回 WEB－Q U を活用し、支援を必要とする生徒の早期発見、校内における支援体制の構築を図る。

（イ）生徒指導を意識した授業改善

巡回教員が授業観察を実施できるよう観察計画を不登校対応担当教員が作成する。また、巡回教員の助言を参考にすると、生徒指導を意識した授業改善を図る。

（ウ）校内研修の実施

全ての教職員が不登校についての理解を深め、不登校生徒への適切な対応を行えるよう、巡回教員等を活用した校内研修を実施する。

イ サポート教室の運営及び生徒が利用しやすい環境整備

校内の別室であれば登校できる生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内にサポート教室として設置する。また、全ての生徒が利用できるような対象の拡大や開室日時の拡充等、生徒が利用したいと思った時に受け入れる環境整備を行う。なお、恒常的な場所の確保が難しい場合には、一時的に、使用していな

い時間帯の教室等をサポート教室として運用する等の工夫をする。

(2) 多様な学びの場を確保する取組「早期支援」及び「長期化への対応」の取組

ア サポート会議の実施

巡回教員の巡回日に支援会議を開催し、企画・調整及び運営を行う。支援会議の内容について、全教職員の協力の下、校内体制を構築する。なお、巡回教員の巡回日に支援会議を実施することが難しい場合は、巡回教員がオンラインで参加できるようにする。

イ サポート教室における支援の充実

巡回教員を含んだ校内体制により、サポート教室における支援を行う。また、巡回教員の助言を参考にする等、サポート教室における支援の充実を図る。

ウ アウトリーチ（家庭訪問）による支援の充実

不登校生徒の状況に応じて、巡回教員や関係機関の職員等と連携を図り、アウトリーチによる支援を行う。

エ GIGA端末を活用した支援の推進

オンライン面談により不登校生徒の状況を確認するとともに、校内別室や自宅などにおいて、教室とつないだオンライン授業及び個別学習が受けられるように環境整備を行う。

オ バーチャル・トライルールの活用

学校に通いづらい生徒の社会性を育むことや、個別学習の充実を目指して、バーチャル・トライルールの積極的な活用する。その際、都のオンライン支援員との連携を図り、環境整備を行う。

カ 関係機関との連携の推進

不登校生徒（新年度入学予定者を含め）について、学級担任、不登校対応担当教員、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、校内教育支援センター（サポート教室等）、教育支援センター（トライルーム）や教育相談室、こども家庭センター、児童発達支援センターつくしんぼ等の学校外の関係機関等、在籍していた小学校の担任、フリースクール等（民間支援団体）から、アセスメントに必要な情報（欠席等の状況、本人の様子、友人関係、家庭状況、これまでの支援内容、進路の希望等）を収集し、不登校生徒に対する校内で統一した支援を行う。

巡回担当校への入学や上級学校への進学等についても同様に、情報を収集し、適切な支援につなげる。

(3) 不登校対応巡回教員連絡会及び都不登校施策担当主催研修会の情報活用

ア 不登校対応巡回教員連絡会で得た成果の活用及び各研修会の内容の共有及び実践

巡回教員が参加した連絡会の内容を確認し、効果的な取組について自校の取組に活用する。また、巡回教員が参加した研修会等の内容を教職員と共有し、全教職員が不登校生徒への対応について理解を深める。

(4) 実践成果等の普及・啓発

ア 月例報告書作成のための情報提供及び確認

年度当初において、巡回教員が月例報告書を作成するために、自地区に提出した「令和7年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」について、巡回教員等に情報共有する。

イ 不登校対応における成果等の報告会への参加

不登校対応における成果等について共有するために、自地区で開催される報告会に参加する。

ウ 支援事例の作成

都が指定する様式で支援事例（都ホームページ掲載用及び不登校対応事例データベース掲載用）を作成する。また、学校、自地区のホームページに掲載するなど、自校の取組の普及・啓発を図る。

(5) 不登校対応巡回教員の校務分掌等の制限

巡回教員の校務分掌は、拠点校で割り振り、不登校対応担当（副担当）等を担当する。また、巡回校では、不登校対応担当（副担当）のみとする。不登校対応担当以外の校務分掌については、本事業の目的に沿うものであり、巡回担当校における不登校生徒の支援等の業務に支障が出ない場合のみ、可能である。ただし、巡回担当校における放課後等を含む（休憩時間を除く）の勤務時間について、アウトリーチ支援等の不登校生徒の支援の充実を図ること。

(6) その他（巡回担当校で検討する事項）

巡回教員が本職務に専念できるようにするため、以下に留意する。

ア 巡回担当校における不登校対応巡回教員との連携について

巡回担当校では、不登校対応巡回教員との連携を図り、不登校支援（ガイドラインの取組）を推進できるよう、各校において「不登校対応担当教員」を明確に位置付けるようにする。

イ 不登校対応巡回教員の名称について

保護者や生徒、関係機関等に不登校対応巡回教員の先生方が自己紹介する際に「不登校対応巡回教員」という表現が適さないと判断される場合は、「多様な学び支援担当巡回教員」の通称を使用する。

通称は、市内全校で統一する。また、校務分掌上は「不登校対応巡回教員（通称）」と明記すること。

※ 下線部は、昨年度までのガイドラインから変更になっている部分です。